



認定に当たって

保育所などでの保育を希望する場合は、 保育の必要な事由に該当することが必要です。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、以下の3点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由 次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

2 保育の必要量 就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」利用 ▶ フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- b 「保育短時間」利用 ▶ パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

3 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

※具体的な運用は市町村において順次検討が行われます。詳細は、お住まいの市町村におたずねください。

保護者のみなさんの働き方と子育ての状況にあわせて、 例えば、こんな支援が利用できます。

新制度のもとで、あなたが受ける支援を探す参考にしてください。

なお、これら必要な支援が利用しやすいよう、身近な場所に専門の職員を配置する取組みも行います。

育休が明けたら、仕事もしっかり頑張りたい！

両親ともフルタイムの共働き世帯（もしくはひとり親家庭でフルタイム）の場合

- 認定こども園
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 保育所
- 放課後児童クラブ ※小学生の場合
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合 ※保育の利用は「保育標準時間」利用が基本となります。

週3日のパートのときだけ、預かり保育もしてほしい…

両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯（もしくはひとり親家庭でパートタイム）の場合

- 認定こども園
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 保育所
- 放課後児童クラブ ※小学生の場合
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合 ※保育の利用は「保育短時間」利用が基本となります。

子どもはまだ小さいし、ゆっくり子育てを楽しみたい

両親のどちらかが専業主婦（夫）の世帯の場合

[施設を利用]

- 認定こども園
- 幼稚園 ※満3歳以上の場合

[在宅で子育て]

- 地域の子育て支援
 - ・地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援
 - ・一時預かり

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。

